

ガソリン携行缶

正しく使う 6 つのポイント!

1 危険性について

ガソリンは気温が-40°Cでも気化し小さな火源でも、離れていても引火し爆発的に燃焼する物質です



軽油は+40°Cで気化します

2 容器について

灯油用ポリエチレンかんにガソリンを入れることは非常に危険です



ガソリンを入れる容器は消防法令により一定の強度のある材質を使用することと容量が制限されています



3 購入について

セルフスタンドでは利用者が自らガソリンを容器に入れることはできません



消防法令の基準に適合した容器でガソリンスタンドにて購入してください

4 保管について

ガソリンを容器に入れて、長期間、または不必要に保管することは極力控えてください



ガソリンは、揮発性が極めて高く火災が発生すると爆発的に広がるので、直射日光や高温になる場所には保管しないでください

5 噴出事故防止について

ガソリン噴出は事故につながります取扱いには十分注意してください



これが安心の印です。
「試験確認済証」

ガソリン携行缶には、使用上の注意事項が表示されています。
良く読んで安全にお使い下さい。
このラベルは、消防法による容器性能試験に合格したガソリン携行缶に貼付されています。



ラベルのついた
確かな製品を
選びましょう



携帯・
スマートフォンで!



<http://www.khk-syoubou.or.jp/>

危険物保安技術 検査



危険物保安技術協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル
TEL. 03-3436-2353

催しにおいて火気器具を取り扱われる皆様へ

① 露店等の開設は消防署への届出が必要です

催しに際して火気器具を使用する露店等を開設しようとする場合は、事前に消防署への届出が必要になります。

届出書は埼玉西部消防組合ホームページから入手できます。

「催し」とは、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するイベントのことをいい、PTA行事、自治会や町内会の行事も含まれます。

ただし、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識のある方のみが参加するものは含まれません。



② 消火器の準備が必要です

(注) 住宅用消火器、スプレー式消火器は認められません。



催しに際して、火気器具を使用する場合は、必ず消火器の準備が必要になります。

火気器具には以下のようなものが該当しますが、このうち電気を熱源とするものは器具の表面に可燃物が触れた場合に、可燃物が発火するおそれのある器具（赤熱部分が露出している器具等）が対象となり、ホットプレート、電子レンジ、IH調理器具、電気ポット等は含まれません。

・・・火気器具の例・・・



発電機



炭焼き



ガスこんろ



カセットこんろ



ホットプレート

一火気器具等取り扱いの注意点一

- 火気器具の使用中は、その場を離れないようにしましょう。
- 火気器具の周辺にダンボールなどの可燃物を置かないようにしましょう。
- ガソリンは専用の金属製容器を使用し、発電機の排気口付近や直射日光の当たる場所には絶対に置かないようにし、催しの開催中も注意を怠らないようにしましょう。
- 発電機に燃料を補給するときは、エンジンを停止し安全な場所で給油しましょう。
また、ガソリンの場合は容器の蓋を開ける前に、必ず圧力調整ネジを緩めて圧抜きをしましょう。
- LPガスボンベは転倒防止措置を講じるとともに、日なたを避け風通しの良い場所に設置しましょう。



埼玉西部消防局